

令和3年4月8日

公益社団法人 大阪府鍼灸師会 御中

平素は本市の生活保護行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

令和3年1月末頃に送付させていただき、ご意見を頂戴しておりました「「生活保護にかかる医療扶助適正化のご協力について」の一部改正について」の通知文等について、内容が決定しましたので、別添のとおり送付させていただきます。

指定施術者様にも、この内容で順次郵送にて通知させていただく予定です。

※この通知の内容については、東大阪市の生活保護での運用になりますので、東大阪市国保や、他市の生活保護などとは運用が異なる場合がございます。

(連絡先)

東大阪市生活支援部

生活福祉室 生活福祉課

担当 堀・西田

TEL 06-4309-3226

FAX 06-4309-3848

東大阪生生福第3093号

令和3年4月

生活保護法等指定施術者 様

東大阪市長 野田 義和

(公 印 省 略)

「生活保護にかかる医療扶助適正化のご協力について」の一部改正について

平素は、本市の生活保護行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成26年4月に本市より発出いたしました、東大阪福生3210号通知「生活保護にかかる医療扶助適正化のご協力について」について、その一部を別添のとおり改正いたしましたので通知いたします。

東大阪市 生活支援部
生活福祉室 生活福祉課
担当 堀、西田、浅井
TEL 06-4309-3226

【柔道整復】

柔道整復の給付可否意見書及び施術券の点検を実施する中で、以下の内容が散見されました。各事案に対しての市の対応を記載していますので、ご協力お願いします。

○ 給付可否意見書の提出の遅延について

本市での給付可否意見書の発行から、施術者の皆さまが記載され返送いただくまで、時間がかかっている案件が見受けられる。中には、3ヶ月を超えても給付可否意見書の提出がない場合があり、3ヶ月間の施術が終了してから施術券を発券する事例も散見される。

<本市の対応>

- ・ 3ヶ月以上の遅延については、「遅延理由書」を添付いただきます。
ただし、状況確認が必要な場合は、3ヶ月以内でも「遅延理由書」を求める場合があります。
- ・ 遅延した理由を「遅延理由書」に詳細に記載して給付可否意見書と一緒に提出してください。遅延理由の内容が明確でないものについては、福祉事務所から確認させていただくことがあります。

○ 給付可否意見書の傷病について

- ① 傷病の程度及び給付を必要とする理由が詳細に記載されていない。
- ② 傷病の程度及び給付を必要とする理由が部位ごとに記載されていない。
- ③ 施術者より返送されてきた傷病が受給者に確認した傷病（部位）と違う（部位の相違）。
- ④ 施術者が同一の受給者を長期間に亘り継続して施術しており、給付可否意見書が返送されるごとに、傷病名が全て違う事例が多数散見される（3ヶ月から5ヶ月ごとに部位が全て入れ替わっており、それが長期間に亘っている）

<本市の対応>

- ・ ①②については、返戻いたします。
- ・ ③④については、現在、市では受給者への施術内容の確認を重点的に実施しています。受給者への確認内容と差異がある場合は、施術者への確認をさせていただきます。

○ 施術券の内容について

- ① 施術券において、傷病及び日数が受給者への確認内容と違うものが散見される。

- ② 給付可否意見書の傷病名に記載がなく、3か月以内に施術部位が増えた場合において、施術券の経過（摘要）欄に負傷部位が増えた理由の詳細な記載がない。
- ③ 前月の施術券に負傷部位に対する転帰の記載がないにもかかわらず、次月にその負傷部位の記載がない。

＜本市の対応＞

- ・ ①については、現在、市では受給者への施術内容の確認を重点的に実施しています。受給者への確認内容と差異がある場合は、施術者への確認をさせていただきます。
- ・ ②については、返戻いたします。
- ・ ③については、転帰の内容を記載してください。

○ 往療について

医科レセプトや受給者の状態から見て、往療の必要性に疑義がある事例が散見される。

＜本市の対応＞

本市の嘱託医・嘱託施術師と協議を実施し、同意医師や施術者への確認を実施します。

○ 長期・頻回施術について

施術給付について、長期・頻回施術が散見される。

＜本市の対応＞

施術者に対し、長期・頻回施術の理由書を求める場合があります。また、施術内容に疑義がある場合は、必要に応じて受給者に対し検診を命じる場合があります。

【はり・きゅう】

はり・きゅうの給付可否意見書及び施術券の点検を実施する中で、以下の内容が散見されました。各事例に対しての市の対応を記載していますので、ご協力お願いします。

○ 給付可否意見書の提出の遅延について

本市での給付可否意見書の発行から、施術者の皆さまが記載され返送いただくまで、時間がかかっている事例が見受けられる。中には、3ヶ月を超えても給付可否意見書の提出がない場合がある。

＜本市の対応＞

- ・ 3ヶ月以上の遅延については、「遅延理由書」を添付いただきます。
ただし、状況確認が必要な場合は、3ヶ月以内でも「遅延理由書」を求める場合があります。
- ・ 遅延した理由を「遅延理由書」に詳細に記載して給付可否意見書と一緒に提出してください。遅延理由の内容が明確でないものについては、福祉事務所から確認させていただくことがあります。

○ 往療について

医科レセプトや受給者の状態から見て、往療の必要性に疑義がある事例が散見される。

＜本市の対応＞

往療料の請求の有無に関わらず、往療が行われているものについて、施術者の意見と被保護者の状態等を照らし合わせ、順次精査を行います。

精査のため必要がある場合は、往療が必要な理由について、施術者及び同意医師に対して確認させていただくことがあります。

精査の結果、必要最低限の給付と認められなかった場合、往療料給付の中断や、被保護者に対する近隣施術所への転院指導等の措置を行うことがあります。

○ 給付可否意見書の傷病について

傷病の程度及び給付を必要とする理由が詳細に記載されていない。

＜本市の対応＞

返戻いたします。

○ 医科レセプトとの整合について

＜本市の対応＞

医科レセプトとの整合については、嘱託医協議等を実施し、内容を確認させていただきます。また、同意医師や施術者への確認をさせていただく場合があります。

○ 施術券の内容について

施術券において、傷病及び日数が受給者への確認内容と違うものが散見される。

＜本市の対応＞

現在、市では受給者への施術内容の確認を重点的に実施しています。受給者への確認内容と差異がある場合は、施術者への確認をさせていただきます。

【あん摩・マッサージ】

あん摩・マッサージの給付可否意見書及び施術報酬請求の内容点検を実施する中で、以下の内容が散見されました。各事例に対しての市の対応を記載していますので、ご協力をお願いします。

○ 医師同意書について

「あん摩・マッサージ」施術について、同意書だけでは記載されている施術部位の同意を医師が行ったかの判別できない場合がある。

＜本市の対応＞

※ 同意書が同意医師の記載かどうか判断できないものについては、返戻いたします。

（例）施術部位や傷病名がワープロ打ちされている 等

※ 同意医師に、同意内容の確認をする場合があります。

○ 給付可否意見書の提出の遅延について

本市での給付可否意見書の発行から、施術者の皆さまが記載され返送いただくまで、時間がかかっている案件が見受けられる。中には、3ヶ月を超えても給付可否意見書の提出がない場合がある。

＜本市の対応＞

・ 3ヶ月以上の遅延については、「遅延理由書」を添付いただきます。

ただし、状況確認が必要な場合は、3ヶ月以内でも「遅延理由書」を求める場合があります。

・ 遅延した理由を「遅延理由書」に詳細に記載して給付可否意見書と一緒に提出してください。遅延理由の内容が明確でないものについては、福祉事務所から確認させていただくことがあります。

○ 給付可否意見書の傷病について

傷病の程度及び給付を必要とする理由が詳細に記載されていない。

＜本市の対応＞

返戻いたします。

○ 施術券の内容について

施術券において、傷病及び日数が受給者への確認内容と違うものが散見される。

＜本市の対応＞

現在、市では受給者への施術内容の確認を重点的に実施しています。受給者への確認内容と差異がある場合は、施術者への確認をさせていただきます。

○ 傷病名に対する施術部位との整合について

傷病名施術部位との整合性が施術券から判断できないものが一部見受けられます。事例

として、以下のとおりです（平成25年12月4日東大阪福生第2097号にて通知）。

【施術券のみで判断できない例】

- ・ 脳梗塞後遺症で多部位の施術
- ・ 脳性マヒで多部位の施術
- ・ 左半身マヒで左右上下肢の施術
- ・ 関節拘縮で多部位の施術

＜本市の対応＞

返戻します。

施術券の摘要欄に傷病名と施術部位との整合性を詳細に記載して返送してください。

なお、施術の理由が同意医師による指示の場合は、同意医師に確認を実施いたします。

○ 医師同意について

医師の同意日より前に、施術が行われている案件がある。

＜本市の対応＞

施術は医師の同意に基づき実施することとなっていますので、返戻します。

同意医師の都合等により、施術同意が遅くなった場合などは、理由書を添付（給付
要否意見書の裏面も可）してください。

○ 往療について

医科レセプトや受給者の状態から見て、往療の必要性に疑義がある事例が散見される。

＜本市の対応＞

往療料の請求の有無に関わらず、往療が行われているものについて、施術者の意見
と被保護者の状態等を照らし合わせ、順次精査を行います。

精査のため必要がある場合は、往療が必要な理由について、施術者及び同意医師に
対して確認させていただくことがあります。

精査の結果、必要最低限の給付と認められなかった場合、往療料給付の中断や、被
保護者に対する近隣施術所への転院指導等の措置を行うことがあります。

生活保護にかかる医療扶助適正化のご協力について（柔道整復） 新旧対照表

改正前	改正後
【柔道整復】 柔道整復の給付可否意見書及び施術券の点検を実施する中で、以下の内容が散見されました。各事案に対しての市の対応を記載していますので、ご協力をお願いします。 ○ 給付可否意見書の提出の遅延について 本市での給付可否意見書の発行から、施術者の皆さまが記載され返送いただくまで、時間がかかっている案件が見受けられる。中には、3ヶ月を超えても給付可否意見書の提出がない場合があり、3ヶ月間の施術が終了してから施術券を発券する事例も散見される。 <本市の対応> ・ 3ヶ月以上の遅延については、「遅延理由書」を添付いただきます。 「遅延理由書」のないものは返戻いたします。 - ただし、状況確認が必要な場合は、3ヶ月以内でも「遅延理由書」を求める場合があります。 ・ 遅延した理由を「遅延理由書」に詳細に記載して給付可否意見書と一緒に提出してください。 ・ 業務多忙など遅延理由として認められないものについては、再度、返戻いたします。	【柔道整復】 柔道整復の給付可否意見書及び施術券の点検を実施する中で、以下の内容が散見されました。各事案に対しての市の対応を記載していますので、ご協力をお願いします。 ○ 給付可否意見書の提出の遅延について 本市での給付可否意見書の発行から、施術者の皆さまが記載され返送いただくまで、時間がかかっている案件が見受けられる。中には、3ヶ月を超えても給付可否意見書の提出がない場合があり、3ヶ月間の施術が終了してから施術券を発券する事例も散見される。 <本市の対応> ・ 3ヶ月以上の遅延については、「遅延理由書」を添付いただきます。 「遅延理由書」のないものは返戻いたします。 - ただし、状況確認が必要な場合は、3ヶ月以内でも「遅延理由書」を求める場合があります。 ・ 遅延した理由を「遅延理由書」に詳細に記載して給付可否意見書と一緒に提出してください。<u>遅延理由の内容が明確でないものについては、福祉事務所から確認させていただくことがあります。</u> ・ 業務多忙など遅延理由として認められないものについては、再度、返戻いたします。

○ 給付可否意見書の傷病について

- ①傷病の程度及び給付を必要とする理由が詳細に記載されていない。
- ②傷病の程度及び給付を必要とする理由が部位ごとに記載されていない。
- ③施術者より返送されてきた傷病が受給者に聞き取りした傷病（部位）と違う（部位の相違）。
- ④施術者が同一の受給者を長期間に亘り継続して施術しており、給付可否意見書が返送されるごとに、傷病名が全て違う事例が多数散見される（3ヶ月から5ヶ月ごとに部位が全て入れ替わっており、それが長期間に亘っている）

<本市の対応>

- ・①②については、返戻いたします。
- ・③④については、現在、市では受給者への施術内容の聞き取りを重点的に実施しています。受給者への聞き取り内容と差異がある場合は、施術者への聞き取りをさせていただきます。

○ 施術券の内容について

- ①施術券において、傷病及び日数が受給者への聞き取り内容と違うものが散見される。
- ②給付可否意見書の傷病名に記載がなく、3か月以内に施術部位が増えた場合において、施術券の経過（摘要）欄に負傷部位が増えた理由の詳細な記載がない。
- ③前月の施術券に負傷部位に対する転帰の記載がないにもかかわらず、次月にその負傷部位の記載がない。

○ 給付可否意見書の傷病について

- ①傷病の程度及び給付を必要とする理由が詳細に記載されていない。
- ②傷病の程度及び給付を必要とする理由が部位ごとに記載されていない。
- ③施術者より返送されてきた傷病が受給者に聞き取り確認した傷病（部位）と違う（部位の相違）。
- ④施術者が同一の受給者を長期間に亘り継続して施術しており、給付可否意見書が返送されるごとに、傷病名が全て違う事例が多数散見される（3ヶ月から5ヶ月ごとに部位が全て入れ替わっており、それが長期間に亘っている）

<本市の対応>

- ・①②については、返戻いたします。
- ・③④については、現在、市では受給者への施術内容の聞き取り確認を重点的に実施しています。受給者への聞き取り確認内容と差異がある場合は、施術者への聞き取り確認をさせていただきます。

○ 施術券の内容について

- ①施術券において、傷病及び日数が受給者への聞き取り確認内容と違うものが散見される。
- ②給付可否意見書の傷病名に記載がなく、3か月以内に施術部位が増えた場合において、施術券の経過（摘要）欄に負傷部位が増えた理由の詳細な記載がない。
- ③前月の施術券に負傷部位に対する転帰の記載がないにもかかわらず、次月にその負傷部位の記載がない。

＜本市の対応＞

- ・①については、現在、市では受給者への施術内容の聞き取りを重点的に実施しています。受給者への聞き取り内容と差異がある場合は、施術者への聞き取りをさせていただきます。
- ・②については、返戻いたします。
- ・③については、転帰の内容を記載してください。

○ 往療について

医科レセプトや受給者の状態から見て、往療の必要性に疑義がある事例が散見される。

＜本市の対応＞

本市の嘱託医・嘱託施術師と協議を実施し、同意医師や施術者への聞き取りを実施します。

○ 長期・頻回施術について

施術給付について、長期・頻回施術が散見される。

＜本市の対応＞

施術者に対し、長期・頻回施術の理由書を求める場合があります。また、施術内容に疑義がある場合は、必要に応じて受給者に対し検診を命じる場合があります。

＜本市の対応＞

- ・①については、現在、市では受給者への施術内容の聞き取り確認を重点的に実施しています。受給者への聞き取り確認内容と差異がある場合は、施術者への聞き取り確認をさせていただきます。
- ・②については、返戻いたします。
- ・③については、転帰の内容を記載してください。

○ 往療について

医科レセプトや受給者の状態から見て、往療の必要性に疑義がある事例が散見される。

＜本市の対応＞

本市の嘱託医・嘱託施術師と協議を実施し、同意医師や施術者への聞き取り確認を実施します。

○ 長期・頻回施術について

施術給付について、長期・頻回施術が散見される。

＜本市の対応＞

施術者に対し、長期・頻回施術の理由書を求める場合があります。また、施術内容に疑義がある場合は、必要に応じて受給者に対し検診を命じる場合があります。

生活保護にかかる医療扶助適正化のご協力について（はり・きゅう） 新旧対照表

改正前	改正後
【はり・きゅう】 はり・きゅうの給付可否意見書及び施術券の点検を実施する中で、以下の内容が散見されました。各事例に対しての市の対応を記載していますので、ご協力をお願いします。 ○ 医師同意について ①給付可否意見書の医師同意欄の同意日以前に、施術が行われている事例がある ②給付可否意見書の医師同意欄の記載者が医師であるにもかかわらず、記載者欄の筆跡が明らかに医師ではなく施術者のものと思われる ③給付可否意見書の医師同意欄の記載者が長期間に亘り、施術者同意になっている <本市の対応> ・①については、施術は医師の同意に基づき実施することとなっていますので、返戻します。 なお、施術の同意が遅くなった場合は、理由書を添付（給付可否意見書の裏面も可）してください。 ・②については、返戻します。	【はり・きゅう】 はり・きゅうの給付可否意見書及び施術券の点検を実施する中で、以下の内容が散見されました。各事例に対しての市の対応を記載していますので、ご協力をお願いします。 ○—医師同意について —①給付可否意見書の医師同意欄の同意日以前に、施術が行われている事例がある ②給付可否意見書の医師同意欄の記載者が医師であるにもかかわらず、記載者欄の筆跡が明らかに医師ではなく施術者のものと思われる ③給付可否意見書の医師同意欄の記載者が長期間に亘り、施術者同意になっている <本市の対応> ・①については、施術は医師の同意に基づき実施することとなっていますので、返戻します。 なお、施術の同意が遅くなった場合は、理由書を添付（給付可否意見書の裏面も可）してください。 ・②については、返戻します。

- ・③については、施術期間を勘案し、施術者や同意医師に同意内容の確認させていただく場合があります。

○ 給付可否意見書の提出の遅延について

本市での給付可否意見書の発行から、施術者の皆さまが記載され返送いただくまで、時間がかかっている事例が見受けられる。中には、3ヶ月を超えても給付可否意見書の提出がない場合があり、3ヶ月間の施術が終了してから施術券を発券する事例も散見される。

<本市の対応>

- ・3ヶ月以上の遅延については、「遅延理由書」を添付いただきます。「遅延理由書」のないものは返戻いたします。
- ただし、状況確認が必要な場合は、3ヶ月以内でも「遅延理由書」を求める場合があります。
- ・遅延した理由を「遅延理由書」に詳細に記載して給付可否意見書と一緒に提出してください。
- ・業務多忙など遅延理由として認められないものについては、再度、返戻いたします。

○ 往療について

医科レセプトや受給者の状態から見て、往療の必要性に疑義がある事例が散見される。

<本市の対応>

- ~~・③については、施術期間を勘案し、施術者や同意医師に同意内容の確認させていただく場合があります。~~

○ 給付可否意見書の提出の遅延について

~~本市での給付可否意見書の発行から、施術者の皆さまが記載され返送いただくまで、時間がかかっている事例が見受けられる。中には、3ヶ月を超えても給付可否意見書の提出がない場合があり、3ヶ月間の施術が終了してから施術券を発券する事例も散見される。~~ある。

<本市の対応>

- ・3ヶ月以上の遅延については、「遅延理由書」を添付いただきます。
~~「遅延理由書」のないものは返戻いたします。~~
- ただし、状況確認が必要な場合は、3ヶ月以内でも「遅延理由書」を求める場合があります。
- ・遅延した理由を「遅延理由書」に詳細に記載して給付可否意見書と一緒に提出してください。遅延理由の内容が明確でないものについては、福祉事務所から確認させていただくことがあります。
- ~~・業務多忙など遅延理由として認められないものについては、再度、返戻いたします。~~

○ 往療について

医科レセプトや受給者の状態から見て、往療の必要性に疑義がある事例が散見される。

<本市の対応>

本市の嘱託医・嘱託施術師と協議を実施し、同意医師や施術者への聞き取りを実施します。

○ 給付可否意見書の傷病について

傷病の程度及び給付を必要とする理由が詳細に記載されていない。

＜本市の対応＞

返戻いたします。

○ 医科レセプトとの整合について

＜本市の対応＞

医科レセプトとの整合については、嘱託医協議等を実施し、内容を確認させていただきます。また、同意医師や施術者への聞き取りをさせていただく場合があります。

○ 施術券の内容について

~~本市の嘱託医・嘱託施術師と協議を実施し、同意医師や施術者への聞き取りを実施します。~~

往療料の請求の有無に関わらず、往療が行われているものについて、施術者の意見と被保護者の状態等を照らし合わせ、順次精査を行っております。

精査のため必要がある場合は、往療が必要な理由について、施術者及び同意医師に対して確認させていただくことがあります。

精査の結果、必要最低限の給付と認められなかった場合、往療料給付の中断や、被保護者に対する近隣施術所への転院指導等の措置を行うことがあります。

○ 給付可否意見書の傷病について

傷病の程度及び給付を必要とする理由が詳細に記載されていない。

＜本市の対応＞

返戻いたします。

○ 医科レセプトとの整合について

＜本市の対応＞

医科レセプトとの整合については、嘱託医協議等を実施し、内容を確認させていただきます。また、同意医師や施術者への聞き取り確認をさせていただく場合があります。

○ 施術券の内容について

施術券において、傷病及び日数が受給者への聞き取り内容と違うものが散見される。

＜本市の対応＞

現在、市では受給者への施術内容の聞き取りを重点的に実施しています。受給者への聞き取り内容と差異がある場合は、施術者への聞き取りをさせていただきます。

施術券において、傷病及び日数が受給者への聞き取り確認内容と違うものが散見される。

＜本市の対応＞

現在、市では受給者への施術内容の聞き取り確認を重点的に実施しています。受給者への聞き取り確認内容と差異がある場合は、施術者への聞き取り確認をさせていただきます。

生活保護にかかる医療扶助適正化のご協力について（あんま・マッサージ） 新旧対照表

改正前	改正後
【あん摩・マッサージ】 あん摩・マッサージの給付可否意見書及び施術報酬請求の内容点検を実施する中で、以下の内容が散見されました。各事例に対しての市の対応を記載していますので、ご協力をお願いします。 ○ 医師同意書について 「あん摩・マッサージ」施術について、給付可否意見書の医師同意欄だけでは、記載されている施術部位の同意を医師が行ったかの判別できない。 <本市の対応> 《平成 26 年度より》 <u>初療の際には、必ず給付可否意見書に同意医師の同意書を添付してください。</u> ※ 同意書が同意医師の記載かどうか判断できないものについては、返戻いたします。 （例）施術部位や傷病名がワープロ打ちされている 等 ※ 初療以外であっても、必要に応じて医師同意書の添付をお願いする場合があります。 ※ 同意医師に、同意内容の確認をする場合があります。 ○ 給付可否意見書の提出の遅延について 本市での給付可否意見書の発行から、施術者の皆さまが記載され返	【あん摩・マッサージ】 あん摩・マッサージの給付可否意見書及び施術報酬請求の内容点検を実施する中で、以下の内容が散見されました。各事例に対しての市の対応を記載していますので、ご協力をお願いします。 ○ 医師同意書について 「あん摩・マッサージ」施術について、給付可否意見書の医師同意欄だけでは、同意書だけでは記載されている施術部位の同意を医師が行ったかの判別できない場合がある。 <本市の対応> 《平成 26 年度より》 <u>初療の際には、必ず給付可否意見書に同意医師の同意書を添付してください。</u> ※ 同意書が同意医師の記載かどうか判断できないものについては、返戻いたします。 （例）施術部位や傷病名がワープロ打ちされている 等 ※ 初療以外であっても、必要に応じて医師同意書の添付をお願いする場合があります。 ※ 同意医師に、同意内容の確認をする場合があります。 ○ 給付可否意見書の提出の遅延について 本市での給付可否意見書の発行から、施術者の皆さまが記載され返

送いただくまで、時間がかかっている案件が見受けられる。中には、3ヶ月を超えても給付要否意見書の提出がない場合があり、3ヶ月間の施術が終了してから施術券を発券する事例も散見される。

＜本市の対応＞

- ・3ヶ月以上の遅延については、「遅延理由書」を添付いただきます。「遅延理由書」のないものは返戻いたします。
- ただし、状況確認が必要な場合は、3ヶ月以内でも「遅延理由書」を求める場合があります。
- ・遅延した理由を「遅延理由書」に詳細に記載して給付要否意見書と一緒に提出してください。
- ・業務多忙など遅延理由として認められないものについては、再度、返戻いたします。

○ 給付要否意見書の傷病について

傷病の程度及び給付を必要とする理由が詳細に記載されていない。

＜本市の対応＞

返戻いたします。

○ 施術券の内容について

施術券において、傷病及び日数が受給者への聞き取り内容と違うものが散見される。

＜本市の対応＞

現在、市では受給者への施術内容の聞き取りを重点的に実施しています。受給者への聞き取り内容と差異がある場合は、施術者への聞き取りをさせていただきます。

送いただくまで、時間がかかっている案件が見受けられる。中には、3ヶ月を超えても給付要否意見書の提出がない場合があり、~~3ヶ月間の~~施術が終了してから施術券を発券する事例も散見される。~~ある。~~

＜本市の対応＞

- ・3ヶ月以上の遅延については、「遅延理由書」を添付いただきます。
~~「遅延理由書」のないものは返戻いたします。~~
- ただし、状況確認が必要な場合は、3ヶ月以内でも「遅延理由書」を求める場合があります。
- ・遅延した理由を「遅延理由書」に詳細に記載して給付要否意見書と一緒に提出してください。遅延理由の内容が明確でないものについては、福祉事務所から確認させていただくことがあります。
- ~~・業務多忙など遅延理由として認められないものについては、再度、返戻いたします。~~

○ 給付要否意見書の傷病について

傷病の程度及び給付を必要とする理由が詳細に記載されていない。

＜本市の対応＞

返戻いたします。

○ 施術券の内容について

施術券において、傷病及び日数が受給者への聞き取り確認内容と違うものが散見される。

＜本市の対応＞

現在、市では受給者への施術内容の聞き取り確認を重点的に実施しています。受給者への聞き取り確認内容と差異がある場合は、施術者への聞き取り確認をさせていただきます。

○ 傷病名に対する施術部位との整合について

傷病名施術部位との整合性が施術券から判断できないものが一部見受けられます。事例として、以下のとおりです（平成 25 年 12 月 4 日東大阪福生第 2097 号にて通知）。

【施術券のみで判断できない例】

- ・脳梗塞後遺症で多部位の施術
- ・脳性マヒで多部位の施術
- ・左半身マヒで左右上下肢の施術
- ・関節拘縮で多部位の施術

<本市の対応>

返戻します。

施術券の摘要欄に傷病名と施術部位との整合性を詳細に記載して返送してください。

なお、施術の理由が同意医師による指示の場合は、同意医師に聞き取りを実施いたします。

○ 医師同意について

- ① 給付要否意見書の医師同意欄の同意日以前に、施術が行われている案件がある
- ② 給付要否意見書の医師同意欄の記載者が医師であるにもかかわらず、記載者欄の筆跡が明らかに医師ではなく施術者のものと思われる
- ③ 給付要否意見書の医師同意欄の記載者が長期間に亘り、施術者同意になっている

<本市の対応>

- ・①については、施術は医師の同意に基づき実施することとなって

○ 傷病名に対する施術部位との整合について

傷病名施術部位との整合性が施術券から判断できないものが一部見受けられます。事例として、以下のとおりです（平成 25 年 12 月 4 日東大阪福生第 2097 号にて通知）。

【施術券のみで判断できない例】

- ・脳梗塞後遺症で多部位の施術
- ・脳性マヒで多部位の施術
- ・左半身マヒで左右上下肢の施術
- ・関節拘縮で多部位の施術

<本市の対応>

返戻します。

施術券の摘要欄に傷病名と施術部位との整合性を詳細に記載して返送してください。

なお、施術の理由が同意医師による指示の場合は、同意医師に聞き取り確認を実施いたします。

○ 医師同意について

- ①—給付要否意見書の医師同意欄の同意日以前医師の同意日より前に、施術が行われている案件がある。
- ②—給付要否意見書の医師同意欄の記載者が医師であるにもかかわらず、記載者欄の筆跡が明らかに医師ではなく施術者のものと思われる
- ③—給付要否意見書の医師同意欄の記載者が長期間に亘り、施術者同意になっている

<本市の対応>

- ・①については、—施術は医師の同意に基づき実施することとなって

いますので、返戻します。

なお、施術の同意が遅くなった場合は、理由書を添付（給付可否意見書の裏面も可）してください。

なお、同意医師の都合等により、施術同意が遅くなった場合などは、理由書を添付（給付可否意見書の裏面も可）してください。

- ・②については、返戻します。
- ・③については、施術期間を勘案し、施術者や同意医師に同意内容の確認させていただく場合があります。

○ 往療について

医科レセプトや受給者の状態から見て、往療の必要性に疑義がある事例が散見される。

<本市の対応>

本市の嘱託医・嘱託施術師と協議を実施し、同意医師や施術者への聞き取りを実施します。

いますので、返戻します。

~~なお、施術の同意が遅くなった場合は、理由書を添付（給付可否意見書の裏面も可）してください。~~

~~なお、同意医師の都合等により、施術同意が遅くなった場合などは、理由書を添付（給付可否意見書の裏面も可）してください。~~

- ~~・②については、返戻します。~~
- ~~・③については、施術期間を勘案し、施術者や同意医師に同意内容の確認させていただく場合があります。~~

○ 往療について

医科レセプトや受給者の状態から見て、往療の必要性に疑義がある事例が散見される。

<本市の対応>

~~本市の嘱託医・嘱託施術師と協議を実施し、同意医師や施術者への聞き取りを実施します。~~

往療料の請求の有無に関わらず、往療が行われているものについて、施術者の意見と被保護者の状態等を照らし合わせ、順次精査を行います。

精査のため必要がある場合は、往療が必要な理由について、施術者及び同意医師に対して確認させていただくことがあります。

精査の結果、必要最低限の給付と認められなかった場合、往療料給付の中断や、被保護者に対する近隣施術所への転院指導等の措置を行うことがあります。